

特別警報発表（稲沢市）時の対応について

- (1) 生徒が在宅時に発表された場合
自宅待機してください。（登校させないでください。）
※ 解除後も、学校から連絡があるまで登校させないでください。
- (2) 生徒が在校時に発表された場合
直ちに授業を中止し、学校に待機させます。原則として、特別警報解除後、保護者に引き渡します。
※ 翌日以降に関しては、学校から連絡があるまで登校させないでください。

特別警報の発表基準

- ◇ 数十年に一度の大雨、強風の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。

暴風警報発表（稲沢市）時の対応について

- (1) 生徒が在宅時に発表された場合
 - 午前6時05分までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
 - 午前6時05分から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始めます。
※ 警報解除時刻 + 2時間 = 授業開始時刻
 - 午前11時の時点で警報が継続している場合は、休校となります。
- (2) 生徒が在校時に発表された場合
直ちに授業を中止し、通学路の状況を確認の上で、以下の対応をとります。
 - 安全に帰宅できると判断した場合は、職員立番のもと一斉下校をします。
 - 下校させることが危険と判断した場合は、学校で待機させ、保護者に引き渡します。

大雨・大雪等異常気象時の対応について

- 特に学校より連絡がない場合は「平常通り」とします。
- 通学路等の状況により保護者の方が登校が危険と判断されたときは、その旨を学校に連絡し、登校を見合わせてください。

南海トラフ地震に関連する情報の発表時の対応

- (1) 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時1号)
→【異常な現象が観測された】と発表された場合
○原則、平常通り授業等の活動を行います。
- (2) 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時2号)
→【巨大地震発生の可能性がふだんと比べて高まっている】と発表された場合
- ◇生徒在校時
○授業や部活動等の活動を直ちに中止します。
○市教育委員会等と連携をとり、対応を決定します。
○対応決定後に緊急メール配信・HP 緊急連絡版で対応(緊急下校、学校待機、保護者引き渡し)について保護者の方々に連絡をします。
- ◇生徒在宅時
○自宅待機とします。
○「解除宣言」が発せられても、学校から連絡があるまでは自宅待機とします。
○学校より緊急メール配信・HP 緊急連絡版でその後の連絡をします。

※上記の対応は、現在は国、県からの具体的な対応策が示されていないため「あくまで暫定措置」として、今後の動向をみて改善を図っていきます。

弾道ミサイル等に関するJアラートへの対応

- (1) 「発射されたが、Jアラートが発信されない(愛知県が対象ではない)場合」
○原則、平常通り授業等の活動を行います。
- (2) 「Jアラート等により愛知県に落下する恐れがあると発信された場合」
- ◇生徒在校時
○授業や部活動等の活動を直ちに中止し、身を守る行動をとらせます。
○市教育委員会等と連携をとり、対応を決定します。
○対応決定後に緊急メール配信・HP 緊急連絡版で対応(緊急下校、学校待機、保護者引き渡し)について保護者の方々に連絡をします。
- ◇生徒在宅時
○自宅待機とします。
○「解除宣言」が発せられても、学校から連絡があるまでは自宅待機とします。
○学校より緊急メール配信・HP 緊急連絡版でその後の連絡をします。